

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号
手続名	一時利用地の指定等	根拠条項	第89条の2第6項
処分基準	既に換地計画が作成された地区にあっては、当該換地計画を考慮して、その他の地区にあっては、法で規定する換地計画において定める事項の基準及び関係権利者の合意を基礎に作成された換地設計基準、換地計画原案等を考慮し、必要を認めるとき。		
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関 農地整備課
		交付機関	農地整備課
		目次	20